

## 鎌ヶ谷市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年 4月 5日制定  
令和 2年 9月11日改定  
鎌ヶ谷市農業委員会

### 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日より施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられ、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化及び新規参入の促進に積極的に取り組んでいく必要がある。

鎌ヶ谷市は、都心から25キロメートル圏内に位置することから、都市近郊農業を展開しているが農業を取り巻く環境は年々厳しくなっており、農業従事者の高齢化及び担い手不足の中、農地集積・集約化が進まない状況にあり、これらの対策の強化を図ることが求められている。

以上を踏まえ、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当地域ごとの活動を通じて、地域の特性にも配慮しつつ農地利用の最適化を一体的に進めることができるよう、鎌ヶ谷市農業委員会の指針として、具体的な目標と取り組み方法を以下のとおり定めるものとする。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされていることから、それにあわせて、令和5年を目標として、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うものとする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現状 (平成30年)	360ha	2.4ha	0.67%
3年後の目標 (令和2年)	349ha	1.8ha	0.51%
改定時の現状 (令和2年)	349ha	3.2ha	0.91%
目標 (令和5年)	341ha	1.4ha	0.41%

管内の農地面積は、2015年(平成27年)農林業センサスの数値より試算。

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

##### ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- ・ 農業委員と推進委員のチーム制による農地法(昭和27年法律第229号)第30条第1項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)と同法第32条第1項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)に基づき実施する。

##### ② 農地の利用状況調査と利用意向調査の適宜実施について

- ・ 従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。
- ・ 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- ・ 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム(全国農地ナビ)」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

##### ③ さらになる取り組みについて

- ・ 高齢者や後継者問題の不安を抱える農業者等を対象とした説明会・

相談体制をより充実させて情報の発信・収集に努め、遊休農地の発生を防止する。

## 2 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積の目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積面積の割合 (B/A)
現状 (平成30年)	360ha	8.3ha	2.31%
3年後の目標 (令和2年)	349ha	9.5ha	2.72%
改正時の現状 (令和2年)	349ha	10.5ha	3.01%
目標 (令和5年)	341ha	11.7ha	3.02%

管内の農地面積は、2015年(平成27年)農林業センサスの数値より試算。

### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

#### ① 「人・農地プラン」の見直しについて

- 農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、それぞれの農業者の意思に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の見直しに、積極的に参画する。

#### ② 関係機関等との連携について

- 農業委員会は、農業関係実務担当者会議と連携し、
  - 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、
  - 利用権の設定期間が満了する農地、
  - 貸付けを希望する復元可能な遊休農地等
 についてリスト化を行い、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

#### ③ 農地の利用調整と利用権設定について

- 地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

④ 担い手の確保と組織化

- 農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れの推進、貸し手に対する不安の解消など、地域に応じた取り組みを推進・支援充実を図る。

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち主業農家数)	担い手	
		認定農業者	認定新規就農者
現状 (平成30年)	367戸 (153戸)	35経営体	0経営体
3年後の目標 (令和2年)	352戸 (123戸)	38経営体	1経営体
改正時の現状 (令和2年)	352戸 (123戸)	40経営体	0経営体
目標 (令和5年)	342戸 (103戸)	43経営体	3経営体

注1：この数値は、農家数等を基に「担い手への農地利用集積目標」を定めるための参考値である。

注2：「総農家数(うち主業農家数)」は、2015年(平成27年)農林業センサスの数値より試算。

### 3 新規参入の促進について

#### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人）	新規参入者数（法人）
現状 （平成30年）	0 経営体	0 経営体
3年後の目標 （令和2年）	3 経営体	1 経営体
改正時の現状 （令和2年）	0 経営体	0 経営体
目標 （令和5年）	5 経営体	2 経営体

#### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

##### ① 関係機関との連携について

- ・ 農業委員会は、農業関係実務担当者会議と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や耕作から販路までを含めた相談を実施する。

##### ② 企業参入の推進について

- ・ 担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、企業の参入の推進を図る。

##### ③ 農業委員会のフォローアップ活動について

- ・ 農業委員会の区域内において高齢化等により農地の遊休化が発生する前に、利用の意向を随時確認し情報提供を図ることで新規参入を促進する。
- ・ 農業委員及び推進委員は、新規参入者の地域の受入条件の整備を図るとともに、地域との橋渡しとしての役割を担う。